

交流センターのコーナー

これからの催し物

- 8月12日(土) ホルンコンサート
- 8月19日(土) ふるさと文化表現舞台、
あすなろ倶楽部・絆の星第3回公演
【絆の星～鼓動響く清流の地より～】
- 8月23日(水) 和歌山大学吹奏楽団サマーコンサート

チケット
好評発売中



ポスターを手に笑顔でPRする参加者

お問合せ 日高川交流センター(中津公民館) ☎54-0326 FAX 54-0174 日高川交流センター 検索 f 日高川交流センター 検索

認知症高齢者家族の集い～ほっとサロン～

認知症の高齢者等を在宅で介護されている方、認知症について理解を深め、自由に話しながらお互いに情報交換しませんか



- 日時** 8月25日(金) 13:30～15:00
- 場所** 健康管理センター
- 内容** *講演「薬局における認知症患者との関わりについて」
ティーエム薬局
*座談会
ざっくばらんに話し合ってみませんか。情報交換の中で介護における悩みが解決するかもしれません。

8月22日(月)までに申込みをお願いします。

お問合せ 保健福祉課 地域包括支援センター ☎22-9633

「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

日本遺族会は、厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善を図ることを目的としています。

費用は、参加費として10万円で、平成28年度参加者を除き、複数の応募をすることができます。



実施地域	申込締切
マリアナ諸島	平成29年 8月 2日
東部ニューギニア(1次)	平成29年 8月10日
トラック・パラオ諸島	平成29年 8月18日
北ボルネオ・マレー半島	平成29年 8月23日
フィリピン(1次)	平成29年 9月 1日
ソロモン諸島	平成29年 9月15日
ミャンマー(1次)	平成29年 9月27日
台湾・バシー海峡	平成29年12月 1日

実施地域	申込締切
広域地域	東部ニューギニア(2次) 平成29年12月 7日
	ミャンマー(2次) 平成29年12月22日
	フィリピン(2次) 平成30年 1月12日
	中国 平成30年 1月22日
特定地域	マーシャル・ギルバート諸島 平成29年11月10日
	西部ニューギニア 平成29年11月17日
	ビスマーク諸島 平成29年12月 7日

日程等の詳細は、下記までお問い合わせください。

お問合せ 日本遺族会事務局 ☎03-3261-5521

全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を実施します!

- 期間** 9月4日(日)から10日(日)までの7日間
- 時間** 8:30～19:00(ただし、土・日については、10:00～17:00まで)
- 方法** ☎0570-003-110(全国共通)で、相談を受け付けます。
(※PHS及び一部IP電話からはご利用できない場合があります。)



相談内容 高齢者や障害者に関する人権なんでも相談。相談は無料で、秘密は厳守します。法務局職員または人権擁護委員が相談に応じますので、日頃の悩みごとなどお気軽にご相談ください。ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

お問合せ 和歌山地方務局・和歌山県人権擁護委員連合会 ☎073-422-5131

本人通知制度に係る登録期間を撤廃します

現在、本人通知制度の登録期間を「3年間」としていましたが撤廃します。これにより登録された方は、死亡等に該当するまで有効となります。ただし、途中で登録の廃止をされたい方は、印鑑および本人確認書類(運転免許証等)をご持参のうえ、住民課または各支所地域振興課へお越しください。



お問合せ 住民課 ☎22-1701

知っていますか? 建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたとき、建退共から退職金を支払うという、業界全体での退職金制度です。

加入できる事業主	建設業を営む方
対象となる労働者	建設業の現場で働く人
掛金	日額310円

ホームページ「建退共」に、制度説明用動画、Q&Aなど建退共制度の知りたい情報が記載されています。ぜひ、アクセスしてご覧ください!

建退共

検索

*詳細は、下記までお問い合わせください。

お問合せ 建退共 和歌山県支部 ☎073-436-1327

- ★特徴★**
- ◎国の制度なので安全、確実、申し込み手続は簡単です。
 - ◎経営事項審査で加点評価の対象となります。
 - ◎掛金の一部を国が助成します。
 - ◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
 - ◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

建退共制度の特例措置のお知らせ

◎建退共では、地震等により災害救助法が適用された皆様に対し、各種手続の特例措置を実施しております。

建退共から事業主の皆様へお願い

◎共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付してください。
◎「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。